

様式第1号

事後評価シート

県土整備部

番号	事業名 箇所名	市町村名	事業概要	事業期間			事業費 (百万円)	対象 理由	事後評価の結果 ※2	総合評価	担当課	特記事項
				着手	※1 再評価	完成						
	道路事業 国道219号 木之口工区	西米良村	延長 L=1,800m	H16	—	H21	2,444	①	<p>【事業の目的】 幅員狭小や線形不良の隘路区間を改良し、安全で円滑な交通を確保するとともに、異常気象時の通行規制区間の解除など、自然災害に強い道路を整備することを目的としている。</p> <p>【事業効果の発現状況】 隘路区間であることや大型車混入率が19%(H22センサス)と高く車両の離合が困難であったが、改良したことにより旅行速度が改善された(20km/h→50km/h)。また、当該区間完成により、熊本方面から西米良村村所まで2車線改良が完了した。 改良前 L=2.5km 平均速度20km/h 所要時間8分 改良後 L=1.8km 平均速度50km/h 所要時間2分</p> <p>事業完了後は、当該区間において自然災害による交通規制は発生していない。 ※事業中(トンネル覆工完了後)に発生した災害時には、緊急避難的に供用開始前のトンネルを地元住民へ開放し、交通規制を最低限に抑えることができた。</p> <p>※防災点検箇所が9箇所存在していたが、トンネルにより解消された。</p> <p>【事業による環境の変化や環境保全】 事業区間の約半分をトンネルが占めているため、構造物の設置が抑えられたことから、周辺環境及び景観が保持されている。</p> <p>【施設の維持管理状況】 施設は適切に管理されており、道路管理上の問題はない。</p> <p>【今後の事業評価の必要性】 当該区間の整備により、安全で円滑な交通が確保され、十分な効果が発現されていることから、更なる事後評価の必要はないものとする。</p> <p>【改善措置の必要性】 当該区間の改良により、旅行速度の向上や通行止めの解消など、十分な効果が発現されており、今後の改善措置の必要はないものとする。</p> <p>【同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性】 特になし。</p>	事業効果が認められる	道路建設課	なし

(対象理由) ①全体事業費が基準額以上であり、かつ事業完了後一定期間が経過した事業
②再度、事後評価の必要があると判断した事業

※1 再評価の実施年度については、直近のものを記載すること。
※2 事後評価の際には、出来る限り客観的な数値を記載すること。